

災害時における交通誘導業務等に関する協定

富山県警察（以下「甲」という。）と社団法人富山県警備業協会（以下「乙」という。）とは、災害時における交通誘導業務等の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）

第1条 この協定は、富山県内において災害が発生した場合において、甲が、乙に対し交通誘導業務等の要請を行う手続等を定めるものとする。

（業務内容）

第2条 この協定により、甲が乙に実施を要請する業務は、災害時における負傷者の搬送、緊急物資の輸送等の救援、救護活動等を円滑に実施するための交通誘導業務、その他甲が必要と認める業務とする。

（業務の要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において必要と認めるときは、前条の業務を乙に要請するものとする。

（業務の実施）

第4条 乙は、前条の要請を受けたときは、警備員の出動を警備業者に委託するものとする。

2 出動警備業者は、所属の警備員を指揮して、甲の要請する業務を実施するものとする。

3 出動警備員は、当該業務に関する専門的な知識及び技能を有する者を充てるものとする。

（業務の費用の負担）

第5条 第2条に基づく業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

（出動警備員の災害補償）

第6条 出動警備員が、この協定に基づく業務の実施により損害を受けた場合の補償は、所属する出動警備業者の責任において行うものとする。

（損害賠償）

第7条 第2条に基づく業務の実施により生じた損害の賠償は、出動警備業者の責任において行うものとする。

（訓練の実施）

第8条 出動警備業者は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、甲が実施する訓練等に参加するよう努めるものとする。

（協議）

第9条 この協定について疑義が生じた事項は、必要に応じて甲乙が協議のうえ定めるものとする。

（適用）

第10条 この協定は、平成9年4月28日から適用する。